宮城県監査委員告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項,第2項及び第4項の規定により平成31年4月から令和元年6月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

令和元年9月6日

宮城県監査委員中島源陽宮城県監査委員すどう哲宮城県監査委員成田由 加 里

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施機関	監査実施日
○教育庁	
地方機関	
石巻好文館高等学校	5月23日
村田高等学校	6月11日
岩出山高等学校	6月19日
中新田高等学校	6月19日
柴田高等学校	5月28日
蔵王高等学校	6月11日
迫桜高等学校	6月 6日
貞山高等学校	5月22日
柴田農林高等学校	5月29日
古川工業高等学校	6月 4日
船岡支援学校	5月28日
拓桃支援学校	6月20日
山元支援学校	5月24日
金成支援学校	6月 6日
角田支援学校	5月24日
古川支援学校	6月 4日
名取支援学校	6月20日
利府支援学校	5月22日
支援学校女川高等学園	5月23日
○警察本部	
地方機関	
角田警察署	5月29日

2 監査結果

平成30年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規 定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

なお,宮城県警察本部の監査については,犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。

(1) 古川工業高等学校

法令に根拠のない金銭の徴収が認められたので,改善されたい。 (内容)

寄附を受納して県有となった合宿所において、長年、条例に定めのない使用料を学校独自に徴収し管理していたもの。

• 件数 不明

• 残高 1,456,695円 (平成31年3月31日現在)

違反する法令 地方自治法第228条第1項

(2) 柴田農林高等学校

寄附物品において、受納手続きに不適切なものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

PTA, 教育振興会及び同窓会からの寄附申込み並びに受納手続き完了前に、県名義で車両登録し、公用車として使用していたもの。

車両 2台